

監 事 の 意 見 書

農業保険法第 53 条第 1 項の規定により、令和 8 年 5 月 18 日理事より提出された令和 7 年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び不足金処理案の各事項の調査を遂げその正確適正なることを認めます。

令和 8 年 6 月 23 日

島根県農業共済組合

代 表 監 事 加 藤 節 雄

監 事 小 松 牧 子

監 事 藤 原 修 治